

議案第 24 号

調停の成立について

調停の成立について

1 要旨

本件事件に関し、大阪簡易裁判所調停委員会から調停条項案が提示され、これに応じ、紛争の早期解決を図ることが適当であると判断したことから、当該調停条項案の内容により調停を成立させようとするものである。

2 本件事件に係る経緯

- 大正 9年 市道「南平屋線」を認定（現在の市道「津堂1号線」。幅員は0.9 m。本件土地に並行して位置している。）
- 昭和37年頃 大阪天理道路の建設決定（いわゆる「西名阪自動車道」。以下、「西名阪自動車道」という。）
- 昭和40年 当時の日本道路公団と市、その他関係者が現地立会
- 昭和43年 西名阪自動車道開通
日本道路公団と市が重複管理協定を締結（これにより、立体交差している道路部分を市が管理することに。）
- 昭和44年 市道「名阪1号線」と「名阪2号線」の認定
- 昭和58年 市道「津堂1号線」の幅員を0.91 mから本件土地を含む7.6 mに変更
- 平成 元年 土地分筆により、本件土地が現在の形状に
- 平成23年 申立人が西日本高速道路株式会社及び市と協議開始
- 平成29年 本市地籍調査事業により、本件土地が市道「名阪1号線」及び「名阪2号線」にも係っていることを確認
- 令和 2年 申立人より再度協議
- 令和 3年 協議継続
- 令和 4年 協議継続
- 令和 5年 11月20日、申立人より民事調停申立
- 令和 7年 調停委員会から調停条項案が示される

4. 調停条項に合意する理由

本件土地を含め西名阪自動車道高架下道路部分は、重複管理協定により、市が管理する道路として使用しており、また、本件土地の一部を、「名阪1号線」及び「名阪2号線」として市道認定している。市としては、今後も当該道路を公共の

交通の用に供するため、当該土地を取得する必要がある。

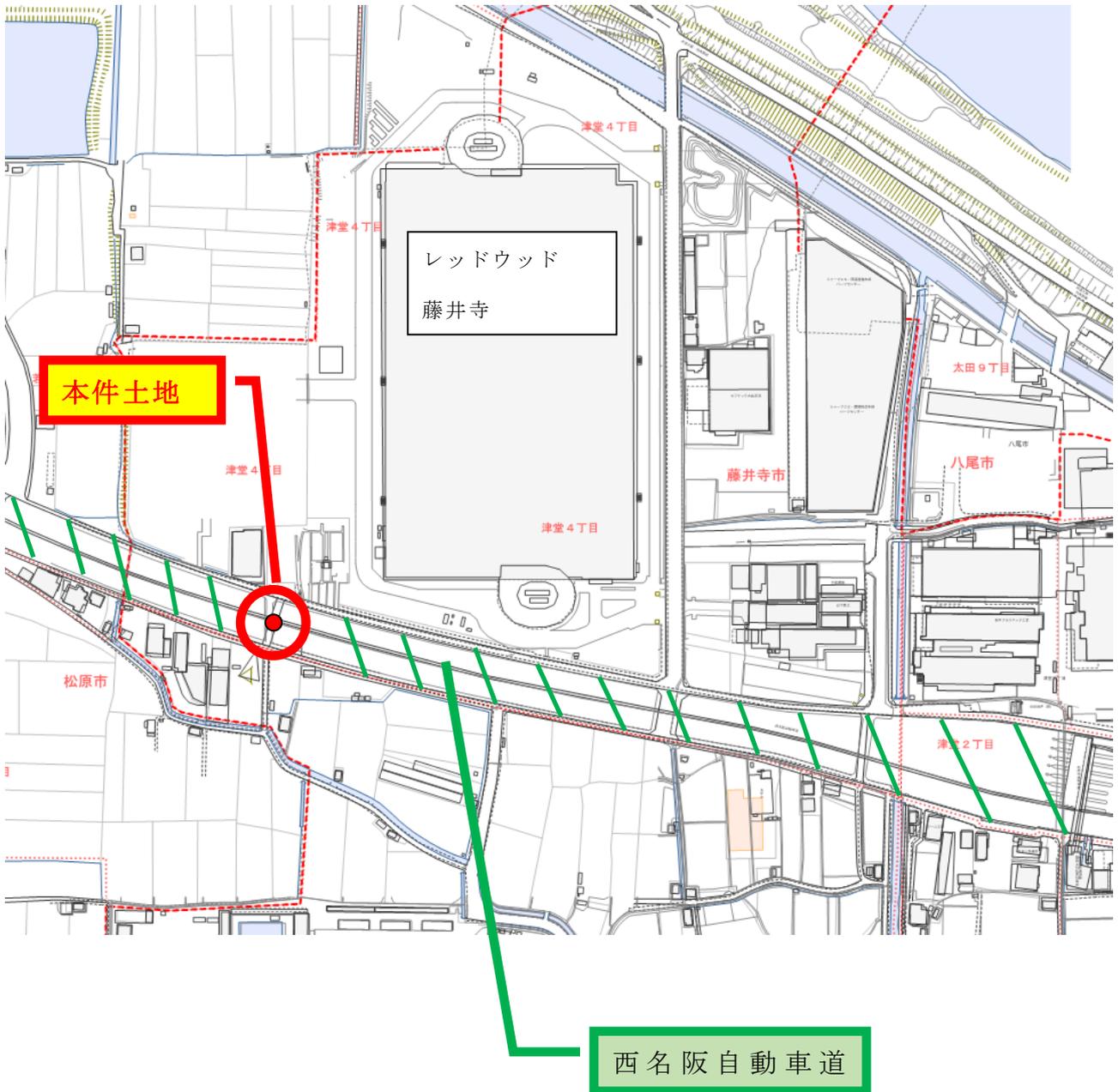
これらのことから、申立人からは本件土地の寄附を受けることとし、市としては長年に渡り本件土地を供用していたこと及び本件が高速道路建設時における不備に起因するものであることを踏まえ、本件解決金として130万円を申立人に支払うことで、これらの問題を早期解決する必要があると判断した。

5. 解決金の積算根拠

- ・ $5万3,000円/m^2$ (近傍類似地路線価) $\times 39m^2$ (本件土地面積) $\div 0.8$
= 258万3,750円 (≒260万円)
- ・ 260万円 $\div 2$ (西日本高速道路株式会社・市) = 130万円

上記解決金の額は、これまでの経過、申立人の意向等を踏まえて、路線価を前提に算出している。また、按分割合について、本件土地に係る市道「名阪1号線」及び「名阪2号線」の部分は本市が取得すべきものであること、その他の部分は西日本高速道路株式会社が取得すべきものであることから、本市と西日本高速道路株式会社で、本件解決金を折半し、負担することとした。

物件位置図



現況写真（北側）



現況写真（南側）



